

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年11月17日（火） 8：21～8：33

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1 件

○国会提出案件 5 件

○政令 6 件

○人事 2 件

○配布 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ギリシャ国」、「ジョージア国」及び「ハンガリー国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を本年12月1日とするものであります。

次に、「会社法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和3年3月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日令」は、法人設立登記における印鑑届出の任意化等に関する規定の施行期日を令和3年2月15日とするものであり、「同改正法及び同改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備政令」は、印鑑の提出を義務付ける規定の削除等に伴い、所要の形式的整備を行うものであります。

次に、「道路法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月25日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う歩行者利便増進改築に係る権限等について定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、検査官等4機関11名の任命につき、両議院の同意を求めることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、本山綱規外149名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、「消費者事故対策に関する行政評価・監視」の結果に基づき、消費者庁長官及び厚生労働大臣に対して勧告を行います。この行政評価・監視では、医業類似行為等による消費者事故について調査しました。調査の結果、地方公共団体の保健所、警察機関及び消防機関から消費者庁への消費者事故等に関する情報の通知などについて課題がみられたことを踏まえ、通知制度の周知徹底などを消費者庁に求めるとともに、健康被害を生じさせた事業者などに対する必要な指導の徹底を都道府県等に要請するよう厚生労働省に求めています。関係大臣におかれては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、井上大臣。

○井上国務大臣：今般の行政評価・監視も踏まえ、消費者庁においては、消費者事故

等の通知制度の適切な運用に努めてまいります。その際、特に、医業類似行為等による事故情報を一次的に受け付ける保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁、具体的には厚生労働省、警察庁、総務省消防庁においても適切な通知が行われるように御協力をお願いします。関係閣僚各位におかれましては、消費者の安全・安心の確保に向けた御協力をお願いします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：昨日公表した2020年7—9月期GDP速報では、実質成長率は、前期比プラス5.0%、年率換算で21.4%と、4期ぶりのプラスとなり、比較可能な1980年以降で過去最大の伸びとなりました。他方で、依然として、GDPギャップは相当程度存在し、経済はコロナ前の水準を下回った状態にあります。今回の結果も踏まえ、我が国経済の課題として以下の4点が指摘できます。①社会経済活動が引き上げられる中、第1次、第2次補正予算の効果もあって、経済は着実に持ち直しているが、回復はまだ途上にあること、②設備投資が2期連続のマイナスとなったことに見られるように、マインドは未だ守りの状態にあり、攻めに転じていないこと、③国際機関の見通しでは、日本経済のコロナ前の水準への戻りが遅く、成長力の強化が不可欠であること、④欧米の感染再拡大による輸出・生産への影響や、足下の国内の感染者数の増加による個人消費への影響など下振れリスクに十分な注意が必要であること。こうした認識の下、先般の総理より御指示のあった新たな経済対策については、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、デジタル改革・グリーン社会の実現や、中小企業の経営転換支援など、ワイズスペンディングの下、公的支出により成長分野への民間投資を呼び込み、成長力の強化、民需主導の成長軌道の実現につながる施策を重点的に盛り込むことが重要です。十分な効果を発揮できるような予算・税制・規制改革を含め、あらゆる施策を総動員した総合的な対策のとりまとめに向け、関係各位の御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 2 年
11 月 17 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

- ☆ ギリシャ国駐劄特命全権大使中山泰則外 2 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使清水康弘外 2 名の解任状につき認証を仰ぐことについて
(決 定) (外 務 省)

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料
あ り

- {
1. 衆議院議員辻元清美 (立民) 提出日本学術会議会員の任命を拒否された 6 名の研究者に関する質問に対する答弁書について (決 定)
(内 閣 府 本 府)
 1. 衆議院議員丸山穂高 (無) 提出選挙管理委員会に関する質問に対する答弁書について (決 定)
(総 務 省)
 1. 参議院議員浜田聡 (みん) 提出日本放送協会から債権回収関連業務を委託されている法人による業務が弁護士法第 72 条に抵触するかどうかに関する質問に対する答弁書について (決 定)
(同 上)
 1. 衆議院議員松原仁 (立民) 提出マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問に対する答弁書について (決 定)
(農 林 水 産 省)
 1. 衆議院議員丸山穂高 (無) 提出改正動物愛護管理法に基づく犬猫の適正な飼養管理基準の具体化に関する質問に対する答弁書について (決 定)
(環 境 省)

◎ 政 令

資 料
あ り

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令 (決 定) (総 務 省)

資料あり

- 会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（法務省）
- 〃 ○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（国土交通・財務省）

◎人 事

資料あり

- 検査官等の任命につき、両議院の同意を求めることについて（決定）
- 〃 ☆元長野県公立学校長本山綱規外149名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆栃木県知事選挙結果調（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]